

3 地元中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大実現

国等及び地方公共団体は、「官公需法」並びに「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を一層増大すること。また、国は、適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関への周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約の方針」の策定要請を一層強化するとともに、適正価格での発注、分離・分割発注、「総合評価方式」の導入等を推進し、地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用を図ること。

【 具体的な要望事項 】

1 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及徹底

- (1) 各発注機関は、「国等の契約の方針」に示された中小企業者向けの発注目標額を確実に達成するとともに、官公需適格組合向けの受注機会の増大に努めること。
- (2) 国は、適格組合制度をはじめとする官公需施策の全ての発注機関への周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約の方針」の策定要請を一層強化すること。
- (3) 「官公需情報ポータルサイト」の充実・強化を図ること。

2 適正価格による発注

- (1) 国等は、工事等の発注に当たって、ダンピング対策を充実させ、適正価格による契約を一層推進するため、改正された低入札価格調査制度の徹底とともに本制度の厳格な運用を実施し、併せて地方公共団体における最低制限価格制度の見直しを強力に推進すること。
- (2) 大企業等によるダンピング受注による公正な競争秩序の阻害行為に対して、独占禁止法上の必要な措置を迅速に実施するとともに、下請中小企業者へのしわ寄せが発生しないよう監視を強化すること。
- (3) 国等は、物件等の発注に当たって、需給状況、原材料価格の実情、消費税の負担、公共労務単価等を十分勘案して、適正な価格による発注を行うこと。

3 分離・分割発注の推進及び官公需適格組合をはじめとする地元中小企業者の優先活用

- (1) 各発注機関は、中小企業者等の受注機会増大のため、分離・分割発注の推進に努めること。
- (2) 地域経済活性化のため、官公需適格組合をはじめとする地元の中小企業者を優先的に活用すること。

4 随意契約制度の活用

- (1) 各発注機関は、組合随意契約など法令により実施が可能な制度の積極的な活用を図り、官公需適格組合をはじめとする中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (2) 少額随意契約の適用限度額を大幅に引き上げること。

5 官公需適格組合制度の改善

- (1) 官公需適格組合に対する競争参加資格審査について、地方自治体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」の導入を推進し、組合員の技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。
- (2) 災害対策等地域社会への貢献実績を一層評価して、官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

- (3) 建設業の官公需適格組合の受注体制評価における監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。
- (4) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。

6 電子入札の導入に際しての配慮

電子入札の導入に当たっては、中小企業者の受注機会を損なわないよう説明等の徹底を図るとともに、中小企業の実態に配慮して推進すること。

7 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、品質・安全性・安心の確保、雇用の創出、地域産業の育成など地域経済の発展、地域中小企業者の維持・存続等を十分視野に入れた制度とすること。

IV 中小企業の経営力の向上

1 中小企業のIT活用支援の強化・拡充

中小企業がITを活用した業務革新による生産性の大幅な向上やマネジメントの高度化を実現するため、情報システム担当者の育成、中小企業向けSaaSの普及推進などを行うとともに、地域におけるIT化支援体制を整備すること。また、中小企業の情報セキュリティ対策実施を支援すること。

【 具体的な要望事項 】

1 IT活用による経営革新の啓発のための研修を充実するとともに、情報システム担当者の育成支援策を強化すること。

2 中小企業向けSaaSの普及推進を図るとともに、組合等を活用した情報システムの構築等の支援策を拡充し、中小企業のIT化を支援すること。

3 地域ITベンダーとユーザー中小企業との連携を強化するとともに、IT支援の専門家との連携による戦略的なIT化の体制を整備し、地域中小企業の実態に即したきめ細かなIT化支援を行うこと。

4 情報セキュリティに対する理解を深めるため中小企業向けの講習会等を通じ普及啓発を図るとともに、情報セキュリティ対策実施に対して支援すること。

2 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

緊急保証制度の期間延長やセーフティネット貸付・危機対応業務といった支援策の継続・拡充、条件変更対応保証の創設など信用保証制度のさらなる拡充等中小企業向け資金繰り対策については引き続き、万全の措置を講ずること。

担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及に向けた取組みや倒産防止共済制度・小規模企業共済制度の拡充等、中小企業金融機能の維持や制度の拡大に向けた中小企業金融対策を一層充実させること。

小規模事業者に対する金融の円滑化と地域経済の発展